**令和６年度ナノテラス利用料減免申込書**

　　年　　月　　日

一般財団法人光科学イノベーションセンター理事長　殿

（仙台市／宮城県経由）

企業名：

住　所：

代表者氏名：

　３GeV高輝度放射光施設ナノテラスの利用にあたり、利用料の減免を受けたいので、申込書を提出します。また、利用料の減免にあたり必要な情報について、関係者間で共有することについて承諾します。

１　対象要件（要件に該当しているか確認の上、全てにチェックをつけてください。）

　　□NanoTerasuシェアリング2000の利用申請を行っている

　　□中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこ

れに準ずる事業主である

２　本社所在地（いずれかにチェックをつけてください。）

　　□宮城県内

□宮城県外

３　利用情報

予約番号：

　　利用日：　　　年　　　月　　　日

　　利用BL：

　　実験責任者番号（ID16桁） ：

　　利用時間　　　　　 ：　　　時間

　　減免申込の回数　　 ：　　　回目

|  |  |
| --- | --- |
| 仙台市確認欄 | 宮城県確認欄 |
|  |  |

◆ナノテラス利用料減免事業について

１　本事業は、一般財団法人光科学イノベーションセンター（以下「PhoSIC」という。）が宮城県から補助金の交付を受けて実施するものです。ナノテラスの利用日が確定した後（予約確定後）、仙台市の窓口に提出することで、ナノテラス利用後、PhoSICからナノテラスの利用料金を請求する際に、利用料の減免を受けることができます。

２　減免を受けられるのは、令和６年４月から令和７年２月までにナノテラスを利用した場合に限ります。

３　利用料の減免は予算の範囲内において実施されます。予算上限に達した場合は、申込書の受付を停止させていただきます。

◆ナノテラス利用料の減免額について

　宮城県内に本社を有する中小企業の場合：１時間あたり19,950円減免

　宮城県外に本社を有する中小企業の場合：１時間あたり13,300円減免

◆本申込書の提出によりナノテラス利用料の減免を受けられる対象企業について

　〇NanoTerasuシェアリング2000の利用時間付与を受けていること

〇中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業に該当すること

（申込書の提出先）

　仙台市経済局イノベーション推進部リサーチコンプレックス推進室

　住　所：〒980-0803　仙台市青葉区国分町3-6-1　仙台パークビル9階

　電　話：022-214-3154

　メール：kei008070@city.sendai.jp

(事業に係る問い合わせ)　※請求書に記載されている内容除く。

宮城県　経済商工観光部　新産業振興課

電　話：022-211-2721

メール：shinsanr@pref.miyagi.lg.jp